



経営協議会開催申し入れ

組合は7月3日会社側に経営協議会の開催を申し入れました。申し入れ議題

- 全労組とレディスユニオンの合併に伴い、組合員の範囲が変更されたため、労働協約の改定提案
- 社内で横行しているパワハラ問題
- 女性社員に対する差別待遇の撤廃
- 旧役員に対する高額退職金支給抗議など交渉議題は山積しています。

旧役員に12億の退職金

保険業法に違反し保険金不払を指示した金子元社長ら旧役員に会社は総額12億円の退職金を支払うことを決めました。

旧役員の不祥事が原因で当社は二度にわたり業務停止命令処分を受け、社会的信用を失墜、営業現場では深刻な被害を被っています。本来は懲戒免職・損害賠償請求の対象となる役員にもかかわらず、松尾憲治社長は、ほとぼりが冷めるのを待ち、旧役員達に巨額の退職金を支給する暴挙に出ました。

このような社員、契約者に対する背信行為は、松尾社長の法令遵守の姿勢を疑わせるものです。

永瀬審議役の組合敵視

一段とエスカレート

お笑いタレント並み

人事部永瀬審議役はあたかも自身が会社の防波堤となり組合と対決するのだと言わんばかりの行動を繰り返しています。組合の好き嫌いは本人の勝手ですが、憲法・法令に違反していることは明白です。

組合は本年3月18日、臨時大会を開催し、MYレディスユニオン全員の加入を認め、新執行部を選出しました。職種異なる組合員の加入により、現行労働協約は当然変更することになりますが、永瀬審議役は現行労働協約を盾に組合の申し入れを一切拒否、新執行部を認めようとしていません。

厚生労働省は、昨今企業が組合法を守らない風潮にあることは遺憾と警告していますが、まさに当社はその最たるケースであると言えます。

組合の切り崩し、弱体化を画策し、汚い手口を繰り返してきたのは当社の伝統ですが、会社が組合を相手にしないと言うのであれば、組合は世論を相手に松尾社長の責任を追及することになるでしょう。

改正高年齢者雇用安定法……希望者全員の雇用が原則

明治安田生命はこの法律の趣旨に反し、再雇用を「恣意的」に運用している。
 全労組の元委員長 小林茂氏は本年6月に定年となり、会社に再雇用を希望したが会社はこれを拒否。
 組合活動に対する報復処置とみられるため、組合は訴訟も視野に抗議行動を予定している。
 あの手この手で、正当な組合活動に対して圧力を加えるのが当社の汚いやり方で、組合員の怒りをかっている。

朝日新聞で報道された関連記事

2009年(平成21年)6月20日 土曜日 享月 日 第1頁

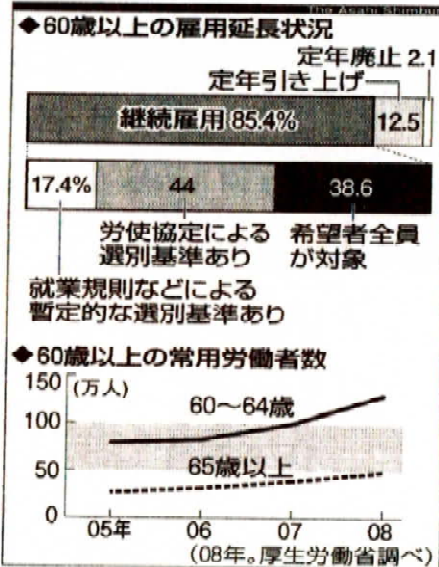
定年後の再雇用 「恣意的」と訴訟

基準の客観性争点

60歳定年後の再雇用拒否をめぐる労使トラブルが続く。長年勤めた会社を相手に裁判に踏み切る人も出てきた。本意なりタイアに追い込まれた「団塊の世代」たちは、「選別基準がおかしい」と訴えている。(清川卓史)

18日、大阪地裁。1月に電子機器製造会社を退職した男性(61)が、原告として法廷に立った。男性は「恣意的な人事評価で雇用延長が拒否された。組合役員として活動してきたことへの仕打ちだ」と訴える。年金の満額支給は64歳からで、長女はまだ大学生。職を失い、生活設計は揺らぐ。一方、被告の会社側は「評価は公正で、勤務成績が悪かっただけ」と反論、譲らない。

こうしたトラブルのきっかけになったのは、06年4月施行の改正高年齢者雇用安定法だ。年金支給年齢の引き上げにあわせ、65歳までの雇用確保措置をとることが企業に義務づけられた。具体的には①



則で基準を決めるのも可能だ。厚労省は「上司の推薦がある者に限る」などの例を挙げ、意図的に特定の人を排除するような基準は不適切との見解だ。継続雇用をめぐる裁判では、この基準が客観的で納得できる内容かどうか争点になっている。

大手製菓会社の営業部長を務めた男性(61)も就業規則の基準が厳になり、再雇用されなかった。職場復帰や損害賠償を求め、昨年から大阪地裁で会社と争っている。

男性は訴状で、基準の一部は客観性がないと批判。また「過去2年間の評価がすべてB以上で、A以上が1回以上ある者」との項目は、定年直前の社員にとってハードルが高すぎて違法と主張する。

「不況で現役社員の数も減らされている。定年退職者を全員雇うのは難しい」。ある大手企業の担当者がもたらした本音だ。一方、定年者からすれば年金満額支給までの雇用機会が失われるのは痛手だ。中高年の労働者でつくる東京や大阪のユニオンには、継続雇用トラブルの相談が続々と寄せられている。

近畿大学法科大学院の西谷敏教授(労働法)は、基準自体の客観性だけでなく、運用の透明性が求められると指摘。「例えば「仕事への熱意」など主観的判断の余地を残す基準については、評価結果の説明責任が企業側にある。客観性を欠く評価や運用が広がれば、『希望者全員』という法の精神が有名無実になる」と懸念する。